

(案)

高砂市総合政策審議会の公開について

高砂市総合政策審議会の運営に関する規程第2条の規定に基づき、高砂市総合政策審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）は、原則公開するものとし、その取扱いを次のとおり定める。

1 会議の公開基準

会議は、原則として公開するものとする。ただし、高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）第7条各号に掲げる不開示情報に該当する事項について審議等を行う場合は、公開しないことができる。

2 会議の公開・非公開の決定

会長は、1に定める基準に基づき、あらかじめ、会議の公開又は非公開の決定を行うものとする。ただし、公開の会議中において、会長が、引き続き会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認める場合は、この限りでない。

3 会議の傍聴

(1) 何人も、会議を公開しないこととされた場合を除き、会議を傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

ア 定員数を超えて傍聴を希望する者

イ 酒気を帯びていると認められる者

ウ その他会議の秩序維持が困難であると認められる者

(2) 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる遵守事項を守り、会長の指示に従わなければならない。この場合において、遵守事項を守らない者があるときは、会長は、途中退場をさせることができる。

ア 会長の許可なく発言しないこと。

イ 批評又は示威行為をしないこと。

ウ 私語、飲食又は喫煙をしないこと。

エ 写真撮影、録画、録音等をしないこと。

オ その他会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(3) 傍聴人の定員数は会議の開催の都度決定し、傍聴希望者が定員数を超える場合は、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、先着順により難しい場合は、抽選により決定することができる。

4 会議の開催の事前公表

審議会は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議の開催1週間前までに、次に掲げる事項を記載した文書を、情報公開コーナー、市のホームページ等で公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 公開・非公開の別（非公開とする場合は、非公開とする理由）
- (5) 傍聴人の定員数及び傍聴手続
- (6) その他必要な事項

5 会議の結果の公表

審議会は、会議終了後、速やかに、議事概要等を作成し、情報公開コーナーで閲覧に供するものとともに、ホームページへの掲載なども積極的に行うものとする。

令和7年 月 日 決定